

令和8年5月20日

医療機関各位

京都大学医学部附属病院

病院長 高折 晃史

連携強化診療情報提供料の算定開始について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当院の診療業務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当院は、令和5年8月1日に「紹介受診重点医療機関」として公表されておりますが、今後も地域医療連携の一層の推進を図るため、令和8年6月1日より、「連携強化診療情報提供料」の算定を開始することとなりましたので、ここにご案内申し上げます。

本算定は、地域のかかりつけ医の先生方からの紹介に基づく診療において、診療情報を適切に提供・共有し、継続的な医療の質向上を目的とするものです。

つきましては、受診予約が令和8年6月1日以降となる患者様については、返書のご依頼があるものと判断し、算定することとなりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

今後も、地域の医療機関の皆様との連携をより一層深め、患者様にとって安心・安全な医療の提供に努めてまいります。何卒ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

敬具

【算定開始日】

令和8年6月1日（月）受診患者様より

【算定対象】 以下をすべて満たす場合が当院の算定対象となります

- ・ 紹介元医療機関が診療所または200床未満の病院
- ・ 診療情報提供料による診療依頼
- ・ 当院で安定するまでの期間、診療を行う場合